

地方自治体に求められる環境志向的な行動を促進するための施策のあり方 — 小学校における自然体験学習と自然環境の保全活動の推進に着目して —

中川 宏治

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

本論文では、著者の関連業績(1)~(4)に基づき、生態系サービスの持続的な利用を実現するために、地方自治体に求められる環境志向的な行動を促進するための施策のあり方について検討した。より具体的には、小学校における自然体験学習の推進を市民団体による保全活動の推進とともに環境志向的な行動を促進するための地方自治体の環境施策の中に位置づけ、小学生の自然体験学習を推進するための事業化のあり方と学習プログラムに求められる内容について、地域住民による保全活動を支援するための事業のあり方について検討した。

論文は6章によって構成され、それぞれの章の概要は次のようになる。

第1章

序論として、自然環境から人々が受ける恩恵（受益）と自然環境の保全の必要性、自然環境の保全に向けた、地域住民による保全活動を推進する必要性と環境志向的な行動を実践できる人材育成に向けた自然体験学習の意義について述べた。併せて、自然体験学習の主な実施主体である学校における同学習への取り組みの歴史や課題、滋賀県における自然環境保全活動の現状や課題について概観した上で、学校における同学習や住民による保全活動を推進し、環境志向的な行動を促進していく立場にある地方自治体の役割や課題について自然体験学習を中心に整理した。

第2章

本研究における主要な調査である「自然体験学習に関する学校教諭に対するアンケート調査」「自然体験学習に関する農山村住民に対するアンケート調査」「市民団体による保全活動の展開過程の分析」のそれぞれのテーマの背景となる先行研究の動向などについて文献調査に

より整理した。その結果から、自然体験学習の実施においては3日間から5日間（2泊から4泊）程度の学習プログラムで実施することが同学習の効果を高める上で有効であるが、そのような長時間の、特に宿泊を伴う学習プログラムを導入する場合には、学校の教諭の負担にも配慮した、十分な支援体制の整備が不可欠であることを指摘した。

第3章

自然体験学習の実施主体として重要な役割を担う、小学校の教諭の認識に着目し、自然環境の保全の受益の観点から同学習を捉えた上で、滋賀県の小学校教諭の同学習に対する認識や取り組みの状況をアンケート調査により把握した。その結果、滋賀県で同学習を行う意義に関しては、回答として「琵琶湖」に関する記述が多いことや、最も学習効果が期待される学習場所として「湖」を選択した教諭は、児童の獲得する資質・能力として「自尊感情」「郷愁」といった「アイデンティティ」の形成をより重視する傾向が見られたことを報告した（図1）。また、児童が獲得する資質・能力について、3割以上の教諭が「人間関係能力」の向上を期待しており、学習効果が期待される学習場所としては「森林」や「河川」などの、身近な自然環境が選好される傾向があることを明らかにした。

第4章

滋賀県の農山村地域の住民の自然体験学習に対する認識について、居住地による認識の違いに着目しながらアンケート調査により把握した。併せて同学習の効果に対する住民の評価を仮想的市場評価法（CVM：Contingent Valuation Method）により支払意思額（WTP：Willingness-to-Pay）として定量的に把握する

とともに、WTPに回答者の個人属性や同学習に対する認識などが与える影響を分析した（図2）。その結果、地域住民は同学習に対して、児童による「自然との共生感」「学びや経験に対する意欲・関心」の獲得といった学習効果を期待していることとともに、同学習プログラムの実施に対するWTPを尋ねた結果からは、現行の滋賀県の自然体験学習3事業（うみのこ事業、やまのこ事業、たんぼのこ事業）に対する負担額を上回る金額の回答が得られたことから、少なくとも同県においては現行の同学習事業を充実・強化するための費用を予算化することも可能であることを指摘した。

第5章

地域の自然環境を保全する活動として、高島市朽木においてトチノキ保全運動に取り組む市民団体の活動（図3）に着目し、Rhodesのガバナンス論を適用することにより同保全活動の展開過程を分析した。その結果、自然体験学習の学習者が保全活動に参加する上で、地域において市民団体が活動を発展継続していることが市民の参加の機会を増やすために重要であること、また、そのような保全活動を支援していく上で、市民団体のガバナンスに配慮した、地方自治体による側面支援が有効であることなどを指摘した。

第6章

以上の論考を総合して、環境志向的な行動を促進するために地方自治体に求められる施策のあり方について検討した。その結果、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、中間支援組織といった既存の制度や組織の役割や課題も踏まえた上で、小学生の自然体験学習を推進するための事業化のあり方としては、同学習の質や効果に関する学校間の格差を解消するために地方自治体が主体となり行政区域共通の学習プログラムを実施することなどを、学習プログラムに求められる内容としては、自然との共生感や学びや経験に対する意欲・関心を高めていくために動植物を直接観察する学習を導入するこ

となどを、さらに、自然環境保全活動を支援するための事業のあり方としては、保全団体の主体性やガバナンスに配慮しながら、地域の自然環境が抱える問題や保全活動の情報を発信したり、団体の活動経費を補助したりする側面支援を行うことや、地域社会の取り組みに対していつでも支援可能な汎用的な制度を整備することなどを提案した（図4）。

関連業績

- (1) 中川宏治：自然体験学習施策の導入と評価に向けた環境教育研究の動向、環境教育、23巻2号、pp. 105-116（2013）
- (2) 中川宏治：地域資源を活用した自然体験学習に対する農山村住民の選好—CVMを用いたアンケート調査に基づく分析から—、環境教育、28巻2号、pp. 10-18（2018）
- (3) 中川宏治：滋賀県高島市朽木のトチノキ群落保全活動におけるガバナンスの展開と変容、農林業問題研究、50巻1号、pp. 11-22（2014）
- (4) 中川宏治：環境政策手法としての自然体験学習に対する学校教員認識—滋賀県の小学校教員へアンケート調査分析より—、野外教育研究、20巻2号、pp. 22-32（2017）

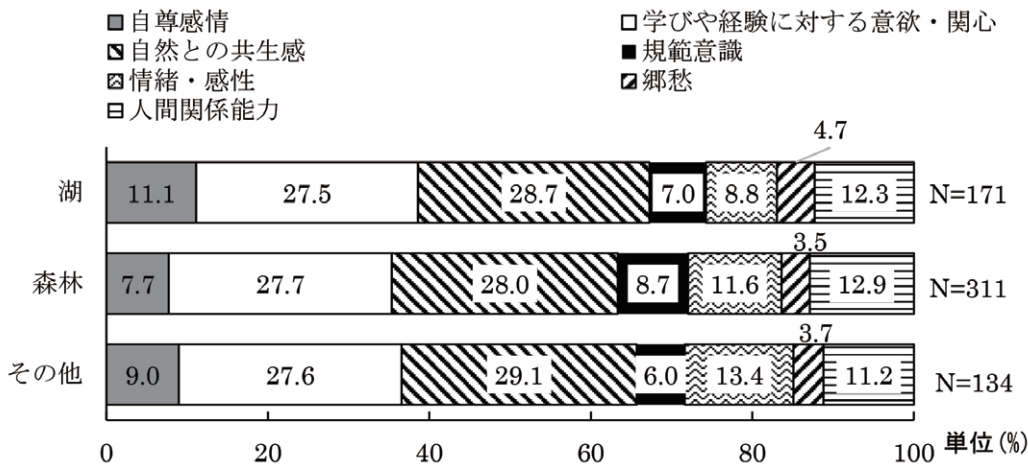


図1 自然体験学習の「望ましいフィード」を獲得が期待される資質・能力の関係
注・図中の数値は湖と森林、その他のそれぞれの全回答件数に占める各項目の回答割合を示す。

現行の取り組みの内容[A]をより一層充実・強化させることを通して[B]、今後20年間、新たに自然体験学習の事業[C]を推進していく計画があります。この計画では、自然体験学習の参加者（県内のすべての小学校の児童）、形態（宿泊型&日帰り）は変わりません。事業内容を充実・強化すると、参加者の意識や態度を明らかに向上させることができます[D]。

この計画後、体験学習にともなう費用は、県民が納めた税金で負担することとします[B]。そのため、あなたの家計が納めた税金のうち、他の公的サービスに使われるはずの金額が、事業内容変更後の事業の実施に要する費用の分だけ減少することになります。

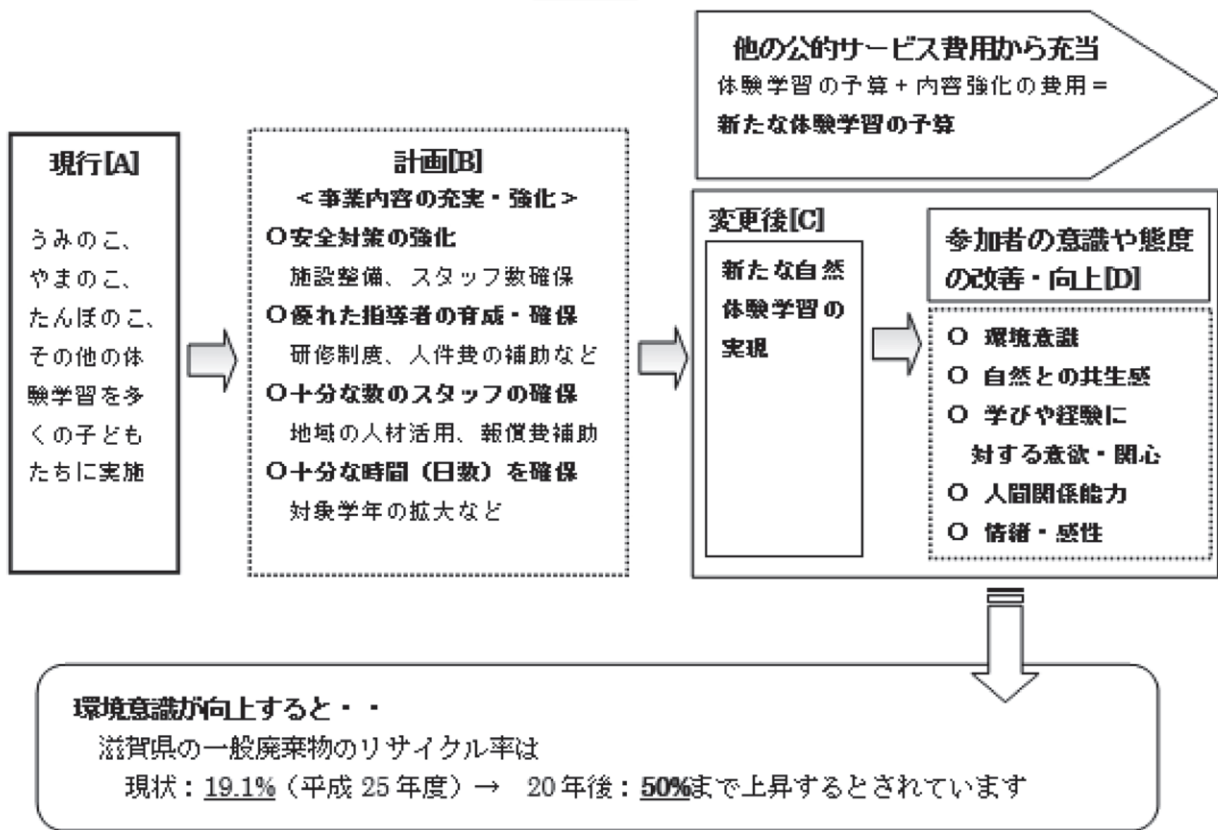


図2 回答者に提示したシナリオ



図3 トチノキ保全運動に取り組む市民団体の調査風景
 (「巨木と水源の郷をまもる会」が提供)

環境志向的な行動を促進するための施策のあり方

小学校の自然体験学習

① 事業化のあり方

WTPの調査により適正な予算を決定

□ 行政区域共通の学習プログラム

地方自治体が主体となり、体制整備、学習の質や効果に関する学校間の格差の解消、アイデンティティの形成

□ 身近な自然環境を活用した学習プログラム

地方自治体が推進し、長時間の学習時間を確保

□ 地方自治体は、両学習プログラムの検討から実施の段階において、関係主体間の連携体制を構築し、特に身近な自然環境を活用した学習プログラムでは、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の両制度の導入を推進

② 学習プログラムに求められる内容

動植物の直接観察を導入し、自然との共生感、学びや経験に対する意欲・関心の醸成

□ 行政区域共通の学習プログラム

- ・ 集団宿泊活動の導入 ⇒ アイデンティティの形成
- ・ 2泊以上の学習時間の確保 ⇒ 学習効果の向上
- ・ 対象学年 ⇒ 高学年

□ 身近な自然環境を活用した学習プログラム

- ・ 集団活動の導入 ⇒ アイデンティティの形成、人間関係能力の向上
- ・ 単日の学習を年間を通してできるだけ多く実施
- ・ 対象学年 ⇒ 低学年を中心に全ての学年

自然環境の保全活動を支援

地方自治体による、保全体体の活動の主体性、ガバナンスの形成に配慮した支援

- ・ 地域の自然環境が抱える問題や保全活動の情報を地域内外に発信
- ・ 地域社会の取り組みに対していつでも支援可能な制度の整備
- ・ 各種分野の普及指導員を活用した支援策の把握
- ・ 検討会を定期的に開催
- ・ 環境部局が市民活動の促進を所管する部局などと連携して、中間支援組織による団体間のネットワークづくりを支援

図4 本研究の結論